

大野城市型下水道用グラウンドマンホール

呼び600
呼び900－600
呼び500 (汚水枳蓋)
呼び300 (汚水枳蓋)
呼び300 (防護蓋)
呼び200 (防護蓋)

性 能 規 定 書

大野城市上下水道工務課

性能規定書

1. 適用範囲

この性能規定書は、大野城市が使用する鉄蓋(種類については下表参照)に適用する。

J S W A S 区分		種 類	荷重区分
直接蓋	G-4 準拠	グラウンドマンホール 呼び600	T-25、T-14
		グラウンドマンホール 呼び900-600	T-25、T-14
		グラウンドマンホール 呼び500	T-25、T-14
		グラウンドマンホール 呼び300	T-25、T-14
防護蓋	G-3 準拠	小口径マンホール蓋 呼び300 (防護蓋)	T-25、T-14
		小口径汚水柵蓋 呼び200 (防護蓋)	T-25、T-14

※「グラウンドマンホール 呼び600」における耐スリップ機能についても、2-1を参照のこと。

2. 製品構造・機能及び寸法

2-1. [グラウンドマンホール 呼び600]

- (1) 製品の基本構造及び寸法は、(公財)日本下水道協会下水道用鋳鉄製マンホールふた J S W A S G-4-2009 (平成21年3月1日改定) に準ずること。
- (2) 蓋と受枠の接触面は、全周にわたって勾配をつけ、双方がたつきのないように機械加工によって仕上げ、外部荷重に対し、がたつきを防止できること (がたつき防止性能)。
- (3) 製品は、蓋と受枠とが蝶番構造により連結され、蓋の取付け及び離脱が容易であると共に開閉操作時に蓋が受枠から逸脱することなく180度回転及び360度旋回できること (逸脱防止性能)。また、蓋の蝶番取付け部からの雨水及び土砂の流入を防止できる構造とすること。
- (4) 蓋は、閉蓋することで自動的に施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具(別図-①)を使用しない限り容易に開けられない構造であること (不法開放防止性能)。また、蓋の上部からの土砂浸入を防止できる構造とすること。
- (5) 蓋は、マンホール内の圧力により、20 mm 以下の高さに浮上して圧力を解放し、浮上状態においても車両通行により解錠しないこと。また、内圧低下後には、蓋が枠に納まる構造とすること (圧力解放耐揚圧性能)。
- (6) 梯子型の受枠は、マンホール内の流体揚圧に対し耐揚圧性能を有し、安全性の確保と昇降を容易にする梯子付転落防止装置を標準装備すること。
- (7) 一般型の受枠は、安全性の確保と昇降を容易にするため手持ちがあり、必要に応じ、マンホール内の流体揚圧に対し耐揚圧性能を有するロック付後付け梯子の取付けが可能であること。また、転落を防止するため転落防止蓋を必要に応じ設置できること。
- (8) 調整駒は施工時のアンカーボルト締め過ぎによる受枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性、操作が簡単な構造であること。また、施工後において既設のアンカーボルト及び調整駒を使用した嵩上げが容易に行えるように、保護スリーブの装着が可能であること。
- (9) グラウンドマンホールの施工は調整部との耐久性を保持するため、無収縮性、高流動性、

超早強性を有する調整部材を使用するものであること。

- (10) 蓋の表面模様は、「四王寺／大文字／ききょう」とし添付図面（別図－⑩－①）のとおりとすること。

※耐スリップ仕様の製品について認定申請を行う場合は、（公財）日本下水道新技術機構の審査証明書を添付すること。

2-2. 「グラウンドマンホール 呼び900-600」

- (1) 製品の基本構造及び寸法は、（公財）日本下水道協会下水道用鋳鉄マンホールふた J S W A S G-4-2009（平成21年3月1日改定）に準ずること。
- (2) 親蓋と受枠及び子蓋と親蓋の接触面は、全周にわたって勾配をつけ、双方がたつきのないように機械加工によって仕上げ、外部荷重に対し、がたつきを防止できる性能及び親蓋、子蓋の互換性を有すること。
- (3) 製品は、親蓋と受枠及び子蓋と親蓋が蝶番構造により連結され、蓋の取付け及び離脱が容易であると共に、開閉操作時に親蓋から子蓋及び受枠から親蓋が逸脱することなく180度回転（子蓋のみ）及び360度旋回できること（逸脱防止性能）。また、親蓋、子蓋の蝶番取付け部から雨水及び土砂の流入を防止できる構造とすること。
- (4) 親蓋、子蓋共に閉蓋することで自動的に施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具（別図－①）を使用しない限り容易に開けられない構造であること（不法開放防止性能）。また、親蓋、子蓋の上部からの土砂侵入を防止できる構造とすること。
- (5) 調整駒は施工時のアンカーボルト締め過ぎによる受枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工及び操作が簡単な構造であること。また、施工後において既設のアンカーボルト及び調整駒を使用した嵩上げが容易に行えるように、保護スリーブの装着が可能であること。
- (6) グラウンドマンホールの施工は調整が容易かつ正確に作業でき、枠の変形を防止し、短時間での交通解放が可能な無収縮性、高流動性、超早強性を有する調整部材を使用するものであること。
- (7) 子蓋の表面模様は、「四王寺／大文字／ききょう」添付図面（別図－⑪）のとおりとすること。

2-3. 「グラウンドマンホール 呼び500」

- (1) 製品の基本構造及び寸法は、（公財）日本下水道協会下水道用鋳鉄製マンホールふた J S W A S G-4-2009（平成21年3月1日改定）に準ずること。
- (2) 蓋と受枠の接触は、全周にわたって勾配をつけ、双方がたつきの無いように機械加工によって仕上げ、外部荷重に対し、がたつきを防止できる性能であること。
- (3) 製品は、蓋と受枠とが蝶番により連結され、開閉操作時に蓋が受枠から逸脱することなく180度回転及び360度旋回できること（逸脱防止性能）。また、蓋の蝶番取付け部分からの雨水及び土砂の流入を防止できる構造とすること。
- (4) 蓋は、閉蓋することで自動的に施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具（別図－①）を使用しない限り容易に開けられない構造であること（不法開放防止性能）。また、蓋の上部からの土砂侵入を防止できる構造とすること。

- (5) 蓋の表面模様は、「四王寺／大文字／ききょう」とし添付図面（別図－⑫）のとおりとすること。

2-4. 「グラウンドマンホール 呼び300」

- (1) 製品の基本構造及び寸法は、(公財)日本下水道協会下水道用鋳鉄製マンホールふた J S W A S G-4-2009 (平成21年3月1日改定) に準ずること。
- (2) 蓋と受枠の接触面は、全周にわたって勾配をつけ、双方がたつきの無いように機械加工によって仕上げ、外部荷重に対し、がたつきを防止できる性能であること。
- (3) 製品は、蓋と受枠とが蝶番により連結され、開閉操作時に蓋が受枠から逸脱することなく180度回転及び360度旋回できること（逸脱防止性能）。
- また、蓋の蝶番取付け部からの雨水及び土砂の流入を防止できる構造とすること。
- (4) 蓋は、閉蓋することで自動的に施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具(別図－①)を使用しない限り容易に開けられない構造であること（不法開放防止性能）。また、蓋の上部からの土砂浸入を防止できる構造とすること。
- (5) 蓋の表面模様は、「四王寺／大文字／ききょう」とし添付図面（別図－⑫）のとおりとすること。

2-5. [小口径マンホール蓋 呼び300(防護蓋)]

- (1) 製品の基本構造及び寸法は、(公財)日本下水道協会下水道用鋳鉄製防護ふた J S W A S G-3-2005 (平成17年7月1日改定) に準ずること。
- (2) 蓋と受枠の接触面は、全周にわたって勾配をつけ、双方がたつきの無いように機械加工によって仕上げ、外部荷重に対し、がたつきを防止できる性能を有すること。
- (3) 製品は、蓋と受枠とが蝶番により連結され、蓋が受枠から逸脱することなく180度回転及び360度旋回できること（逸脱防止性能）。また、蓋の蝶番取付け部からの雨水及び土砂の流入を防止できる構造とすること。
- (4) 蓋は、閉蓋することで自動的に施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具(別図－①)を使用しない限り容易に開けられない構造であること（不法開放防止性能）。また、蓋の上部からの土砂浸入を防止できる構造とすること。
- (5) 蓋の表面模様は「四王寺／大文字／ききょう」とし添付図面（別図－⑫）のとおりとすること。

2-6. [小口径汚水柵蓋 200(防護蓋)]

- (1) 製品の基本構造及び寸法は、(公財)日本下水道協会下水道用鋳鉄製防護ふた J S W A S G-3-2005 (平成17年7月1日改定) に準ずること。
- (2) 蓋と受枠の接触面は、全周にわたって勾配をつけ、双方がたつきの無いように機械加工によって仕上げ、外部荷重に対し、がたつきを防止できる性能を有すること。
- (3) 製品は、蓋と受枠とが蝶番により連結され、蓋が受枠から逸脱することなく開閉できること（逸脱防止性能）。
- (4) 蓋は、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具(別図－①)により容易に開放できる構造であること。また、蓋の上部からの土砂浸入を防止できる構造とすること。

(5) 蓋の表面模様は「ききょう」とし添付図面（別図一⑫）のとおり鋳出すること。

3. 材 質

製品〔蓋、受枠〕は、J I S G 5 5 0 2 (球状黒鉛鋳鉄品)と同等以上とし、(公財)日本下水道協会下水道用鋳鉄製防護ふた G-3、下水道用鋳鉄製マンホールふた G-4の基準値を満たさなければならない。

4. 製作及び表示

製品には、添付図面（別紙一⑨）のとおり製造業者の責任表示として、蓋裏面に種類及び呼びの記号、材質記号、製造業者のマーク又は略号、製造年〔西暦下二桁〕をそれぞれ鋳出しする。

(公財)日本下水道協会の認定工場制度において下水道用資器材Ⅰ類の認定資格を取得した製造業者は、その認定工場で製造した認定適用資器材の製品の蓋裏面に(公財)日本下水道協会の認定表示を鋳出しする。

5. 塗 装

製品は、内外面を清掃した後、乾燥が速やかで、密着性に富み、防食性、耐候性に優れた塗料によって塗装しなければならない。塗装後の表面は、泡、ふくれ、塗り残しその他欠点がないものとする。

6. 検 査

製品の種別検査項目は、別表1「製品種別検査項目」による。

本性能規定書による検査は、別表1中○印で表示された検査項目及び製品種類において行う。

別表1中の性能項目及び検査は、法令、規格等の制定、改正又は安全対策上必要と判断された場合に限り、性能項目、検査の変更及び追加を行う。

6-1 製品検査

本項の各検査は、当該性能仕様書にもとづき製作された製品中、3組を準備しその内1組によって行うものとする。

6-1-1 外観及び寸法検査

6-1-1-1 外観検査

外観検査は塗装完成品で行い、有害な傷がなく、外観が良くなくてはならないとする。

6-1-1-2 寸法検査

寸法検査は別表2「主要寸法測定箇所」に基づいて行うものとする。

寸法の公差は、特別に指示のない場合、鋳放し寸法についてはJ I S B 0 4 0 3 (鋳造品一寸法公差方式及び削り代方式)のC T 1 1 (肉厚はC T 1 2)を適用し、削り加工寸法についてはJ I S B 0 4 0 5 (普通公差-第1部:個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差)のm(中級)を適用すること。

単位:mm

鑄造加工(JIS B 0403)						
長さの許容差						
寸法の区分	10以下	10を超え 16以下	16を超え 25以下	25を超え 40以下	40を超え 63以下	63を超え 100以下
CT11	±1.4	±1.5	±1.6	±1.8	±2.0	±2.2
寸法の区分	100を超え 160以下	160を超え 250以下	250を超え 400以下	400を超え 630以下	630を超え 1000以下	1000を超え 1600以下
CT11	±2.5	±2.8	±3.1	±3.5	±4.0	±4.5
肉厚の許容差						
寸法の区分	10以下	10を超え 16以下	16を超え 25以下	25を超え 40以下	40を超え 63以下	63を超え 100以下
CT12	±2.1	±2.2	±2.3	±2.5	±2.8	±3.1
削り加工(JIS B 0405)						
寸法の区分	0.5以上 6以下	6を超え 30以下	30を超え 120以下	120を超え 400以下	400を超え 1000以下	1000を超え 1600以下
m(中級)	±0.1	±0.2	±0.3	±0.5	±0.8	±1.1

6-1-2 蓋の支持構造および性能検査

蓋と受枠を嵌合させたものを供試体とし、プラスチックハンマーで蓋の中央及び端部付近をたたき、がたつきがないことを確認すること。

蓋のがたつきの確認は、目視で行うこと。

6-1-3 蓋の不法開放防止性能検査

蓋の不法開放防止性能検査は、専用工具以外のバール、つるはし等にて蓋の開放操作を行い、容易に開放できないことを確認すること。

6-1-4 蓋の逸脱防止性能検査

蓋の逸脱防止性能検査は、蓋を180度回転及び360度旋回させ、蓋の逸脱がないことを確認すること。

6-1-5 荷重たわみ検査

検査に際しては、別図-②のように供試体をはがたつきがないように鉄製台と共に試験機定盤上に載せ、蓋の上部中心に厚さ6mmの良質のゴム板(中央φ50mm以下穴明)を敷き、更にその上に鉄製載荷板を置き、下表に示す試験荷重を鉛直方向に一様な速さで5分間以内に加えた荷重たわみ試験を行うこと。

(たわみ、残留たわみは必ず蓋の中心点を測定するものとする。)

6-1-6 耐荷重検査

荷重検査でたわみ及び残留たわみを測定した後、割れ又はひび割れの有無を目視にて調べる。

検査基準は次表の通りで、この値を満たさなければならない。

荷重たわみ基準	JAWAS 区分		種類	荷重 区分	載荷板 (mm)	試験荷重 (KN) {tf}	たわみ (mm)	残留 たわみ (mm)
	直接蓋	G-4 準抛	グラウンドマンホール 呼び600	T-25	200×500 厚さ50以上	210 {21.4}	2.2 以下	0.1 以下
T-14				120 {12.24}		2.2 以下	0.1 以下	
グラウンドマンホール 呼び900 ×600			T-25	200×500 厚さ50以上	210 {21.4}	3.2 以下	0.1 以下	
			T-14		120 {12.24}	3.2 以下	0.1 以下	
グラウンドマンホール 呼び500			T-25	200×250 厚さ20以上	105 {10.7}	1.8 以下	0.1 以下	
			T-14		60 {6.12}	1.8 以下	0.1 以下	
グラウンドマンホール 呼び300			T-25	φ170 厚さ 20以上	55 {5.61}	1.2 以下	0.1 以下	
			T-14		30 {3.06}	1.2 以下	0.1 以下	
防護蓋		G-3 準抛	小口径 マンホール 呼び300	T-25	200×250 厚さ20以上	105 {10.70}	1.3 以下	0.1 以下
				T-14		60 {6.12}	1.3 以下	0.1 以下
		小口径 汚水枡 呼び200 (防護蓋)	T-25	φ170 厚さ20以上	55 {5.61}	0.8 以下	0.1 以下	
			T-14		30 {3.06}	0.8 以下	0.1 以下	
耐荷重基準	JSWAS 区分		種類	荷重区分		破壊(KN) {tf}		
	直接蓋	G-4 準抛	グラウンドマンホール 呼び600	T-25		700以上 {71}		
				T-14		400以上 {41}		
			グラウンドマンホール 呼び900 ×600	T-25		700以上 {71}		
				T-14		400以上 {71}		

耐荷重基準	直接蓋	G-4 準抛	グラウンドマンホール 呼び500	T-25	350以上 {36}
			グラウンドマンホール 呼び300	T-14	200以上 {20}
			グラウンドマンホール 呼び500	T-25	180以上 {18.3}
			グラウンドマンホール 呼び300	T-14	100以上 {10.2}
	防護蓋	G-3 準抛	小口径マンホール 呼び300	T-25	350以上 {36}
			小口径マンホール 呼び300	T-14	200以上 {20}
			小口径汚水樹蓋 呼び200	T-25	180以上 {18.3}
			小口径汚水樹蓋 呼び200	T-14	100以上 {10.2}

6-1-7 耐揚圧荷重強さ検査（錠及び蝶番）（グラウンドマンホール呼び600適用）

この検査は、添付図面（別図-④）に示すように供試体を上下反転して蝶番部、錠部の2点で支持するように試験機定盤上に敷き、蓋裏面中央のリブに厚さ6mmの良質のゴム板を敷き、その上に長さ200mm、幅250mm、厚さ50mm程度の鉄製載荷板を置く。

この箇所に荷重を加えたとき、60～106kNの範囲内で自動錠が破断すること。また、蝶番は自動錠より先に破断しないこと。

但し、蝶番、自動錠の錠部で支持していることを必ず確認して試験を行うこと。

6-1-8 浮上しろ検査（グラウンドマンホール呼び600に適用）

この検査は、添付図面（別図-⑤）に示すように供試体を蝶番部、自動錠部の2点で支持するように試験機定盤上に載せ、蓋の浮上しろをノギスにて測定すること。

浮上しろは、20mm以下とすること。

6-1-9 浮上時の車両通行施錠性検査（グラウンドマンホール呼び600に適用）

この検査は別添図面（別紙-⑥）のとおり、水平に浮上状態で施錠状態が緩い高さとなる内圧において、蓋上面を通過させ、解錠状態になっていないことを確認すること。通過方向は蝶番及び自動錠方向とし、通過位置は蓋の中央付近とすること。（必要に応じて通過位置の追加を行うこと。）次に、蓋の向き（あるいは車両通行の方向）を90度変えて同様の試験を行うこと。

なお、使用車両は普通自動車程度とし、通過速度は30km/h程度で行うこと。

6-1-10 内圧低下後の蓋段差（水平設置）（グラウンドマンホール呼び600に適用）

水平設置時に圧力解放浮上し内圧が低下した後、蓋が受枠に納まった状態で、蓋と受枠の残留高さを90度ごとに4箇所を測定し、蓋の段差が10mm以下であること。

6-1-1-1 耐荷重検査（転落防止装置）（グラウンドマンホール呼び600に適用）

検査に際しては、添付図面（別図-⑦）のように供試体をがたつきがないように受枠に取付け、供試体中心部に厚さ6mmの良質のゴム板を載せ、更にその上に長さ250mm、幅100mm、厚さ20mm以上の鉄製載荷板を置き、一様な速さで鉛直方向に4.5kN{0.46tf}の荷重を加えたとき、亀裂及び破損が生じないこと。

6-1-1-2 耐揚圧荷重強さ（転落防止装置）（グラウンドマンホール呼び600に適用）

この検査は、添付図面（別図-⑧）に示すように供試体を受枠取付け部、ロック部で支持するように試験機定盤上に載せ、転落防止装置中央に厚さ6mmの良質のゴム板を載せ、更にその上に長さ400mm、幅250mm、厚さ50mm程度の鉄製載荷板を置くこと。

この箇所に下記の荷重を加えたとき、転落防止装置の脱落、破損等の異常がないこと。
耐揚圧荷重強さ(KN) = 転落防止装置の投影面積(m²) × 0.38MPa × 1000以上

※耐スリップ性検査（耐スリップ型グラウンドマンホール呼び600に適用）

スリップ防止鉄蓋は雨天時などスリップしやすい路面環境においても、車両、特に二輪車が転倒の危険性や心理的不安を感じず通行できる製品とすること。

本市は下記項目を評価基準とする。

- ① 耐スリップ鉄蓋における摩擦係数の目標数値及びその根拠
- ② 耐スリップ試験成績（通常柄と耐スリップ柄との比較）
- ③ 耐スリップ試験を実施した試験装置の概要
- ④ スリップ防止鉄蓋の納入実績
- ⑤ 下水道新技術機構で証明された新技術研究証明書を添付

※製造業者は上記項目を明らかにしたものを本市へ提出後、本市が採用の可否を判断する。

6-2. 材質検査

材質検査は、蓋及び受枠について行うものとする。

6-2-1 Yブロックによる検査方法

蓋及び受枠の引張り、伸び、硬さ、黒鉛球状化率判定の各検査に使用する試験片は、JIS G 5502 B号Yブロック（供試材）を製品と同一条件で、それぞれ予備を含め3個製造し、その内の1個を、別図-③に示すYブロックの各指定位置よりそれぞれ採取する。

6-2-1-1 Yブロックによる引張り、伸び検査

この検査は、添付図面（別図-③）の指定位置より採取した試験片にて行う。試験方法は、JIS Z 2241（金属材料引張試験方法）に基づき、引張強さ及び伸びの測定を行うこと。

検査基準は次表の通りで、この値に適合しなければならない。

区 分	引張強さ(N/mm ²) {k g f / m ² }	伸 び (%)
蓋	700 以上 {71}	5~12
受枠	600 以上 {61}	8~15

※汚水柵蓋のφ200については、600N/mm²以上を可とする。

6-2-1-2 Yブロックによる硬さ検査

この検査は、添付図面（別図-③）の指定位置より採取した試験片にて行うこと。

検査方法は、J I S Z 2 2 4 3 (ブリネル硬さ試験方法)にもとづき、硬さの測定を行うこと。

検査基準は次表の通りで、この値に適合しなければならない。

区 分	ブリネル硬さ HBW10/3000
蓋	235 以上
受枠	210 以上

※汚水柵蓋のφ200については、210HBW10/3000以上を可とする。

6-2-1-3 Yブロックによる黒鉛球状化率判定検査

この検査は、添付図面（別図-③）の指定位置より採取した試験片にて行うこと。

検査方法は、J I S G 5 5 0 2 の黒鉛球状化率判定試験に基づき黒鉛球状化率を判定する。

黒鉛球状化率は、80%以上であること。

7. 検査要領

検査は、本性能規定書の「製品検査」の各項目及び「材質検査」の各項目において定められた検査とする。

7-1 新たに認定（更新）を受けようとする製造業者は、次に掲げる要領に基づく審査を行うものとする。

7-1-1 検査は、公平性、中立性を確保できる第三者機関での検査すること。

7-1-2 製造業者の認定（更新）にかかる検査は、大野城市型グラウンドマンホール認定基準書にもとづく検査で行うものとする。

7-1-3 製造業者の認定（更新）にかかわる検査項目については、すべての製造業者を対象に、本性能規定書「製品検査」の各項目及び「Yブロックによる検査方法」の各項目において定められた検査を行うものとする。

8. 再検査

上記各項目の検査のいずれかにおいて規定値を満たさない場合は、その項目について再検査を行う。

再検査に使用する供試体は、Yブロックについては予備に鋳造した残り2個を、製品については、抜取った残り2組を使用する。ただし、再検査項目については、2個又は2組共に合格しなければならない。

9. 一般事項

9-1 本性能規定書の単位は、国際単位系(SI)によるものであるが、参考として従来単位を{ }で併記している。

9-2 本性能規定書は、法令、規格類の改正により、住民、車両等の安全、バリアフリー等に必要と判断される場合は、規定値を変更する。

9-3 本性能規定書の実施は 年 月 日とする。

10. 疑 義

以上の事項に該当しない疑義については、協議の上決定するものとする。

別表 1 製品種類別検査項目

検査項目	性能項目・検査項目	直接蓋			防護蓋		性能規定書	
		呼び600	呼び600 -900	呼び500 (300)	呼び300	呼び200		
		T-14 T-25	T-14 T-25	T-14 T-25	T-14 T-25	T-14 T-25	記載項目	
製品検査	外観及び形状	○	○	○	○	○	6-1-1-1	
	寸法	○	○	○	○	○	6-1-1-2	
	蓋と枠に支持構造及び性能	○	○	○	○	○	6-1-2	
	蓋と枠の連結構造及び性能検査							
		不法開放防止性能	○	○	○			6-1-3
		蓋の逸脱防止構造性能	○	○	○	○	○	6-1-4
	耐荷重検査（機械的試験）							
		荷重たわみ検査	○	○	○	○	○	6-1-5
		耐荷重検査	○	○	○	○	○	6-1-6
	蓋の圧力解放耐揚圧性能（機械的試験）							
		耐揚圧荷重強さ	○					6-1-7
		浮上しろ	○					6-1-8
		車両通行施錠性確認	○					6-1-9
		内圧低下後の蓋段差	○					6-1-10
	転落防止性能							
	耐荷重強さ	○					6-1-11	
	耐揚圧荷重強さ	○					6-1-12	
材質検査	Yブロック検査							
		引張り	○	○	○	○	○	6-2-1-1
		伸び	○	○	○	○	○	6-2-1-1
		ブリネル硬さ	○	○	○	○	○	6-2-1-2
		黒鉛球状化率判定	○	○	○	○	○	6-2-1-3

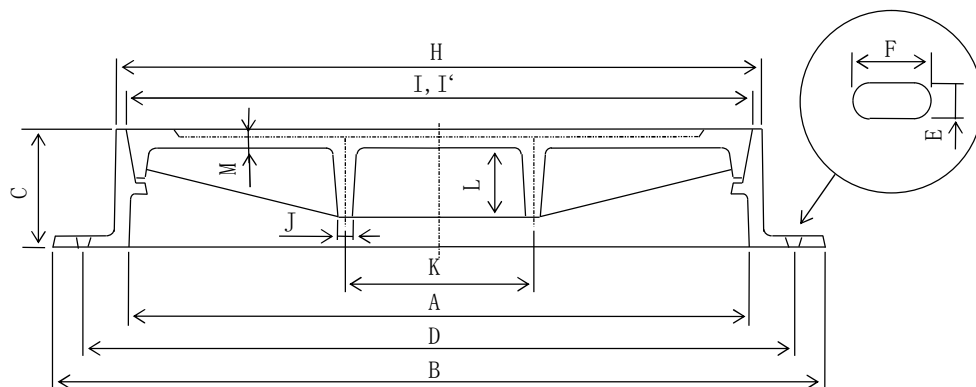
※ 性能項目及び検査は法令、規格等の制定、改正また、安全対策上必要と判断された場合は性能項目の追加を行なう。

※ 転落防止性能の検査項目のみ不合格の場合、転落防止装置は枠に取り付ける資器材であるため、転落防止装置のみ不合格とする。

別表 2 主要寸法測定箇所

1. 直接蓋

グラウンドマンホール呼び600



主要寸法及びその許容差 (参考値)

・蓋

【単位：mm】

	測定箇所	I	J	K	L		M
					T-25	T-14	
グラウンドマンホール呼び600	図面寸法	-	-	-	-	-	-
	許容差	±0.3	±2.2	±2.8	±2.0	±2.0	±2.1

・受枠

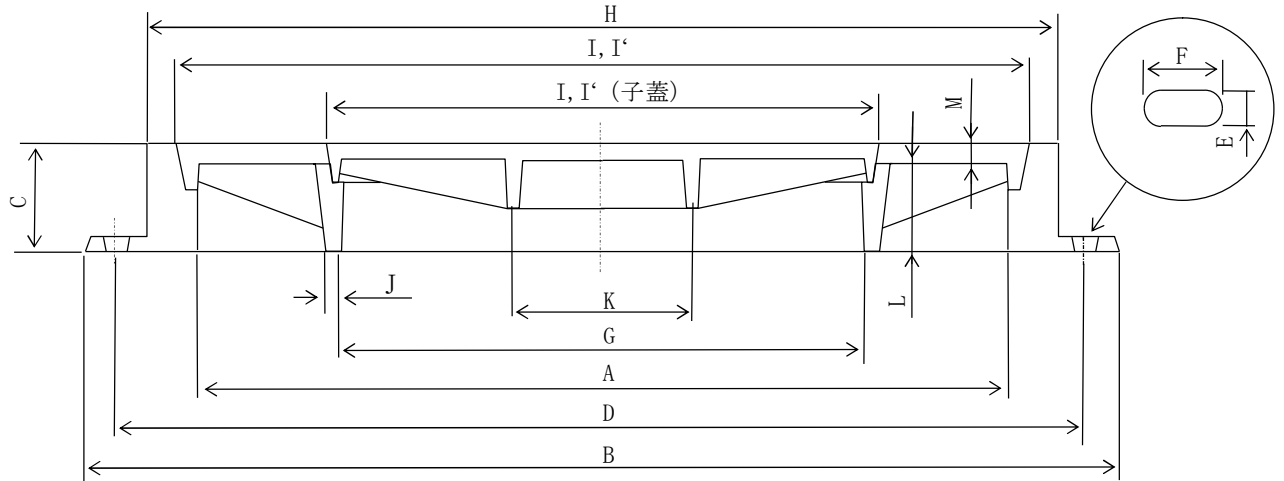
【単位：mm】

	測定箇所	A	B	C	D	E	F	G	H	I'
グラウンドマンホール呼び600	図面寸法	600	820	110	760	22*	40*	-	-	-
	許容差	±3.5	±4.0	±2.5	±4.0	±1.6	±1.8	-	±4.0	±0.3

※標準寸法を示す。

2. 直接蓋

グラウンドマンホール呼び900-600



主要寸法及びその許容差 (参考値)

・蓋

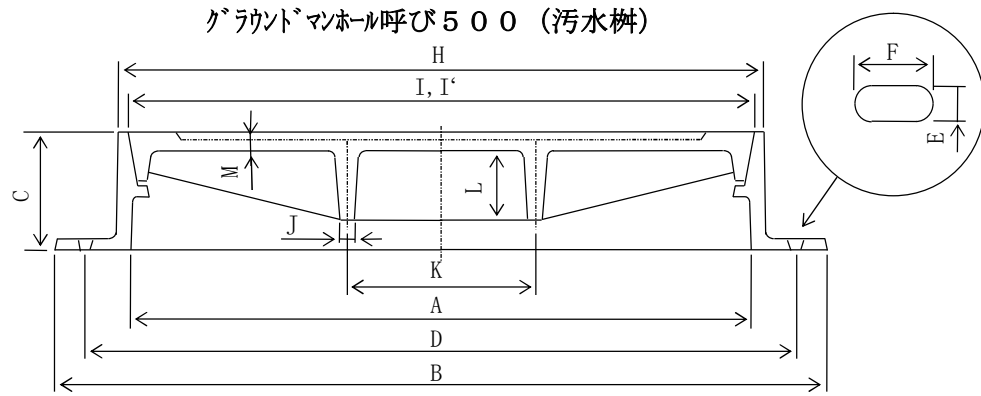
	測定箇所	I	I, I' (子蓋)	J	K	L		M
						T-25	T-14	
グラウンドマンホール 呼び900-600	図面寸法	-	-	-	-	-	-	-
	許容差	±0.3	±0.3	±2.2	±2.8	±2.2	±2.0	±2.2

・受枠

	測定箇所	A	B	C	D	E	F	G	H	I'
グラウンドマンホール 呼び900-600	図面寸法	900	1140*	120*	1060	22*	40*	600	-	-
	許容差	±4.0	±4.5	±2.5	±4.5	±1.6	±1.8	±3.5	±4.5	±0.3

※標準寸法を示す。

3. 直接蓋



主要寸法及びその許容差（参考値）

・ 蓋

【単位：mm】

測定箇所	I	J	K	L	M
図面寸法	—	—	—	—	—
グラウンドマンホール呼びφ500 許容差T-14	±0.3	±2.2	±2.5	±1.8	±2.1
許容差T-25	±0.3	±2.2	±2.5	±2.0	±2.1

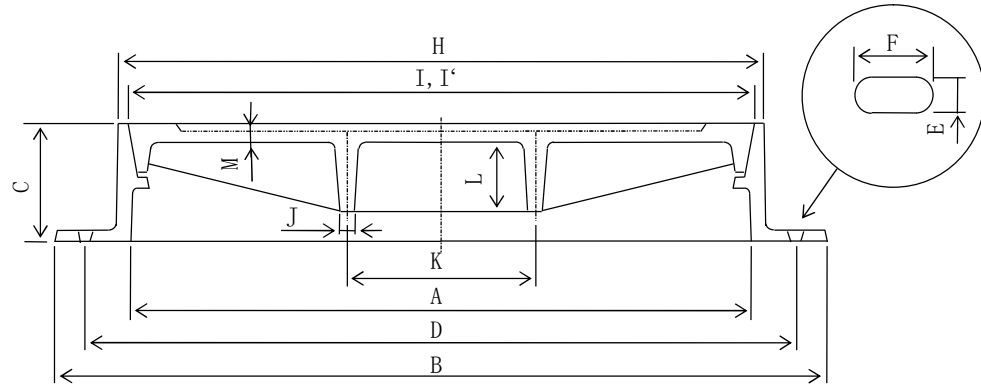
・ 受枠

【単位：mm】

測定箇所	A	B	C	D	E	F	H	I'
図面寸法	500	680	110	620	16	40	—	—
グラウンドマンホール呼びφ500 許容差	±3.5	±4.0	±2.5	±3.5	±1.5	±1.8	±3.5	±0.3

4. 直接蓋

グランドマンホール呼び300（汚水枳）



主要寸法及びその許容差（参考値）

・蓋

【単位：mm】

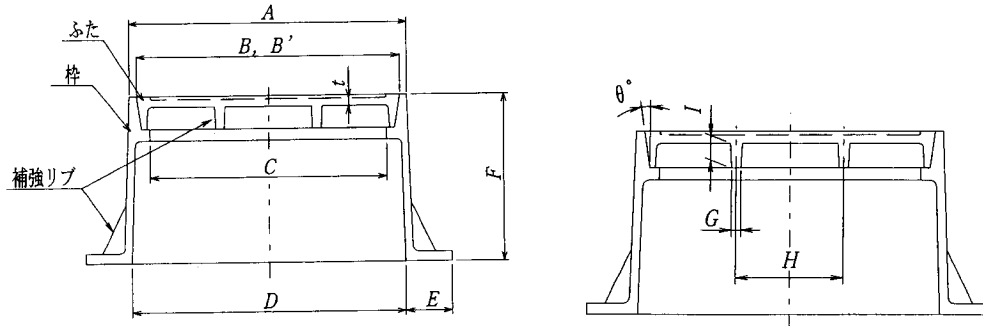
測定箇所	I	J	K	L	M
図面寸法	—	—	—	—	—
許容差 T-14	±0.3	±2.1	±2.2	±1.6	±2.1
許容差 T-25	±0.3	±2.1	±2.2	±1.6	±2.1

・受枠

【単位：mm】

測定箇所	A	B	C	D	E	F	H	I'
図面寸法	300	460	110	410	16	40	—	—
許容差	±3.1	±3.5	±2.5	±3.5	±1.5	±1.8	±3.1	±0.3

5. 防護蓋



主要寸法及びその許容差 (参考値)

測定箇所		B	G	H	I	t
小口径マンホール呼び300 (防護蓋)	T-25 T-14	386	-	-	-	6

【単位：mm】

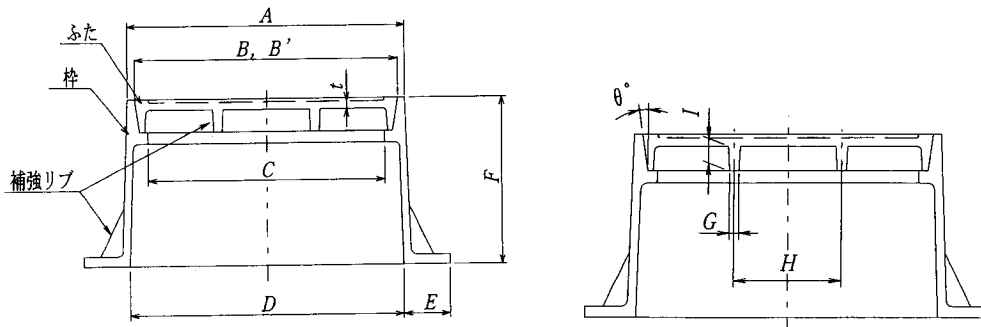
測定箇所		A	B'	C	D	E	F (規定値)
小口径マンホール呼び300 (防護蓋)		403	386	360	400	40	110
							150

【単位：mm】

許容差

B、B' (こう配受け)		B、B' (平受け) 及びA、C、D、E、H、I		G、t	
寸法区分	許容差	寸法区分	許容差	寸法区分	許容差
寸法にかかわらず	±0.3	10以下	±1.4	10以下	±2.1
		10を超え16以下	±1.5	10を超え16以下	±2.2
		16を超え25以下	±1.6	16を超え25以下	±2.3
		25を超え40以下	±1.8	25を超え40以下	±2.5
F (高さ)		40を超え63以下	±2.0		
		63を超え100以下	±2.2		
寸法区分	許容差	100を超え160以下	±2.5		
寸法にかかわらず	±2.5	160を超え250以下	±2.8		
		250を超え400以下	±3.1		
		400を超え630以下	±3.5		

6. 小口径汚水柵防護蓋



主要寸法及びその許容差 (参考値)

・ 蓋		【単位：mm】		
測定箇所	B	t		
小口径汚水柵蓋 φ200 T-14、T-25	231	5		

・ 受枠		【単位：mm】				
測定箇所	A	B'	C	D	E	F
小口径汚水柵蓋 φ200 T-14、T-25	245	231	220	240	30	150 (規定値)

許容差

B、B' (こう配受け)		B、B' (平受け) 及びA、C、D、E、H、I		G、t	
寸法区分	許容差	寸法区分	許容差	寸法区分	許容差
寸法にかかわらず	±0.3	10 以下	±1.4	10 以下	±2.1
		10 を超え 16 以下	±1.5	10 を超え 16 以下	±2.2
		16 を超え 25 以下	±1.6	16 を超え 25 以下	±2.3
		25 を超え 40 以下	±1.8	25 を超え 40 以下	±2.5
F (高さ)		40 を超え 63 以下	±2.0		
		63 を超え 100 以下	±2.2		
寸法区分	許容差	100 を超え 160 以下	±2.5		
寸法にかかわらず	±2.5	160 を超え 250 以下	±2.8		
		250 を超え 400 以下	±3.1		
		400 を超え 630 以下	±3.5		